

教務事務関連法規の考え方

～業務に活かす～
【配布用抜粋版】

2019年8月30日
公立大学法人首都大学東京
首都大学東京管理部 企画広報課長
宮林 常崇
miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp

「首都大学東京」は 2020年4月1日より大学名称を「東京都立大学」に変更します

プログラムの構成

- 1 教務事務を取り巻く法規・制度
◆ 法規・制度を理解する
◆ 事前規制から事後チェックへ
- 2 根拠と実務の関係
◆ 単位と授業時間・回数
◆ 学生と学籍
- 3 根拠を確認する障壁
◆ 入学前に修得した単位
◆ 単位の付与
◆ 実務担当者を取り巻く根拠
- 4 SDを実務に活かす
- 5 プログラムのまとめ

1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識

2 担当業務の根拠を調べる
3 教務事務を取り巻く制度（単位認定や退学・除籍など）の根拠と実務の差
4 教務事務として適切な対応

1 大学教育を支援する職員に求められる心構え
5 実践的な知識の継承

1-1 法規・制度を理解する

憲法

法律・・・国会

教育基本法・・・平成18年に全面改正

「大学」が第7条に規定

学校教育法・・・学校制度の基本を定めたもの

教育職員免許法

政令・・・内閣の閣議

学校教育法施行令

教育職員免許法施行令

省令・・・大臣の権限

学校教育法施行規則

教育職員免許法施行規則

学位規則

大学設置基準

1-1 法規・制度を理解する

学校教育法

【1条校】

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、・・・、
大学及び高等専門学校とする。

→大学院は？

【大学の目的】（第83条）

深く専門の学芸を教授研究し・・・。

【別に定める】

学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設置基準に従い・・・。

1-1 法規・制度を理解する

学校教育法

【教育研究上の基本組織】（大学は第85条）

学部を置くことを常例とする。ただし・・・。

【修業年限】（大学は第87条）

修業年限は、四年とする。

→第89条で早期卒業について規定

【学位】（第104条）

大学は、・・・博士の学位を授与することができる。

学群
学環・・・

学校教育法施行規則（文部省令）では

○設備、編成、学部及び学科

○入学及び卒業

などを規定

以前は第144条に「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める」があった。

5

1-1 法令・制度を理解する

学位規則（文部省令）

【（博士の）学位授与の要件】（第4条）

学校教育法第104条第1項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

【専攻分野の名称】（第10条）

大学は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

1953年学位規則公布

修士も学位に

1991年学校教育法改正

学士も学位に

論文博士が法律に明記（学教法第104条第2項）

専攻分野名は大学で設定可能

【学位規程】（第13条）

大学は・・・、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

6

1-1 法令・制度を理解する

大学設置基準（文部省令）

【教育研究上の基本組織】

教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

【教員組織、教員資格】

→専任教員の数などを細かく規定

→主要授業科目は、原則として専任の教授または准教授

【教育課程、単位制度】

○専門の学芸を教授するとともに幅広く深い教養及び総合的な判断力を

培い豊かな人間性を涵養するように・・・。

○教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

○1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し・・・。

【卒業・修了要件】

大学に4年以上在学し、124単位以上修得すること。

【施設及び設備等】

専任の教員に対しては研究室を必ず備えなければならない。

1991年
大学設置基準の大綱化

7

1-2 事前規制から事後チェックへ

戦後
まもなく

- ・大学設置基準による「事前規制」
- ・「自由化」と「質の保証」の整合性の問題

1991年

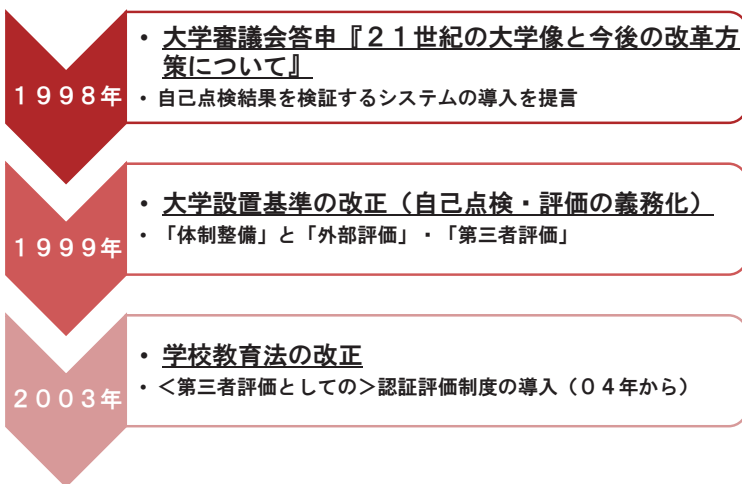
- ・大学設置基準の改正（いわゆる大綱化）
- ・「規制緩和」と「自己点検・評価（努力義務）」
- ⇒「事前規制から事後チェックへ」

90年代
後半

- ・各大学で「○●大学の現状と課題」
- ⇒実態は「自己点検」に留まり、「自己評価」まで踏み込めなかった・・・

8

1-2 事前規制から事後チェックへ



9

2-1 単位と授業時間・回数

1単位=45時間の学修
日本の大学では90分を2時間として扱うことが大半

(1) 前期 2単位・・・90時間の学修

うち 講義2時間（本当は90分）が15週=30時間
よって 自主学修には **?** 時間が必要

(2) 卒業要件が120単位・・・5,400時間の学修が必要
→ 1年間で1,350時間
→ 1週間（年30週）で45時間
→ 1日当たり **?** 時間

体育の4単位が**追加された**

(3) 卒業要件が120単位・・・1年あたり30単位
→ 半期15単位
→ 講義2単位授業が週7.5コマ
→ 1日 **?** コマ

10

2-1 単位と授業時間・回数

大学設置基準第21条第2項

- 一 講義・演習は、15～30時間の授業で1単位
- 二 実験・実習・実技は、30～45時間の授業で1単位
- 三 一と二の併用は、大学で定める授業時間で1単位

例1 英米文学概説（前期2単位） 水曜日1限

2単位=90時間の学修

うち、授業は毎週2時間（本当は90分）×15回=30時間
自主学修は90-30=60時間（1回あたり4時間程度）

例2 英語コミュニケーションⅠ（前期1単位） 水曜日2限

1単位=45時間の学修

うち、授業は毎週2時間（本当は90分）×15回=30時間
自主学修は45-30=15時間（1回あたり1時間程度）

11

2-2 学生と学籍

【修業年限】

学校教育法第87条で規定
教育課程を修了するのに必要と
定められた期間

卒業の要件

【標準修業年限】

大学院設置基準第3・4条で規定
大学院においては**修業年限が弾力化**
されている

1年制大学院の誕生

【在学年限（期間）】

大学設置基準第32条に規定
「卒業の要件は、大学に4年以上在学し・・・」
その**上限について法令等で定められていない**
→多くの大学では、**学則で修業年限の2倍と**
自主的に決めている

学生の権利

12

2-2 学生と学籍

【退学と除籍の違い】

学校教育法施行規則第4条で規定
各大学の学則で定めることが求められている

学生の権利

本人の意志による退学・・・自主退学
強制的な退学
懲戒処分としての退学・・・懲戒退学（学校教育法施行規則第26条）

懲戒処分でない退学・・・除籍（法令上の規定はない）

在学年限（期間）超過、授業料未納等

死亡等

大学の教務Q&A（玉川大学出版）から

～応用編：職場で考えてみよう～

- ・除籍について、規則規程等ではどのように定めているか
- ・死亡除籍について、他の除籍と同じ対応でよいのか
⇒様式、教授会の関与など

13

2-2 学生と学籍

【休学とは】

- ・各大学の学則に規定（学校教育法施行規則第4条）

【ある大学では】

- ・入学日当初からの休学について「●●会決定」として明文化

通常の場合、新入生は入学日（4月1日）に身分を取得し、就学することになります。休学の申請は、身分取得により初めて可能となるものであり、**入学日からの休学はありません。**

しかし、入学手続により学生の身分が拘束されてから、その効果が発生するまでの間に本人自身の直接的理由により、入学日からの就学ができない場合には、①疾病（病気・けが）及び②法に基づく身体の拘束の2つの場合に限り、審議し、特例として休学を認める場合があります。

14

2-2 学生と学籍

【休学とは】

- ・休学中に修得した単位の扱いについて、法令等で明確に定められていない

- ・平成24年3月28日 文部科学省高等教育局大学振興課 事務連絡
「学生が在学中に休学を認められ、他の大学で学修することは、
従来どおり差し支えない」
「休学期間中であっても他の大学で修得した単位等の認定は可能」
「単位認定する場合は、その手続き等を明確にし、学生に公表すること」

～応用編：職場で考えてみよう～

- ・慣例で行ってきたことを、見直すきっかけを設けているか

15

3-1 入学前に修得した単位

【学校教育法で規定されている編入学】

- ・短期大学卒業生
- ・高等専門学校卒業生
- ・専修学校の専門課程修了者
（修業年限が2年以上 かつ 総授業時間数が1,700時間以上）
- ・高等学校等の専攻科修了者 ≪平成28年度から≫

【各大学の規則等で改めて規定すべき編入学】

≪例示≫大学を卒業した者 及び 大学に2年以上在学し所定の単位
（例えば、62単位以上）を修得した者

↑学校教育法第88条（相当期間の修業年限への通算）

大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した場合・・・

- ・教育課程の一部を履修したと認められるときは、大学が定める期間を修業年限に通算可能
- ・（通算は）修業年限の2分の1を超えてはならない

16

3-1 入学前に修得した単位

【卒業の要件（大学設置基準第32条）】

- ・修業年限 4年以上在学 ←これを短縮できるか
- ・修得単位数 124単位以上修得 ←これを減らせるか

【単位認定・・・修業年限の短縮が関係するか否か】

- ・他の大学又は短期大学における授業科目の履修等（第28条）
 - ・大学以外の教育施設等における学習（第29条）
 - ・入学前の既修得単位等の認定（第30条ほか）
- ⇒編入学、転学等の場合を除き、60単位を超えない範囲で認定可能

学校教育法で規定されている、修業年限の短縮に関わる事項
⇒修業年限の短縮に必要な単位の認定をする必要がある。

17

3-2 単位の付与

【単位の付与（大学設置基準）】

第27条 大学は、**一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与える**ものとする。ただし、第21条第3項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

→大学設置基準第21条第3項

卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

18

3-2 単位の付与

【大学設置基準第28条～第30条】

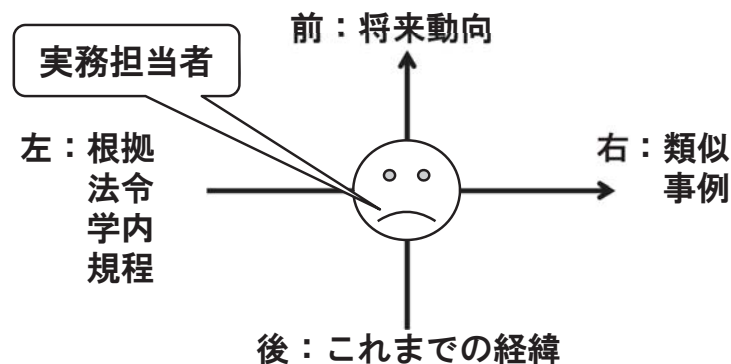
卒業に必要な単位

- | | | | |
|---------------------------------|-----------------------|------|--------------|
| ←28 他大学の授業科目 | 自大学の授業科目を履修し修得したとみなせる | 在学中に | 60単位を超えない範囲で |
| ←28 短大の授業科目 | | | |
| ←28 留学先の授業科目 | | | |
| ←29 短大での学修 | 大学以外の場所での学修にも単位を与えてよい | | |
| ←29 高専専攻科での学修 | | | |
| ←29 その他の学修 | | | |
| ←30 入学前に 修得した単位&29条の大学以外の場所での学修 | | | |

*編入学は「修業年限を通算するから」60単位を超えてもいい

3-3 実務担当者を取り巻く根拠

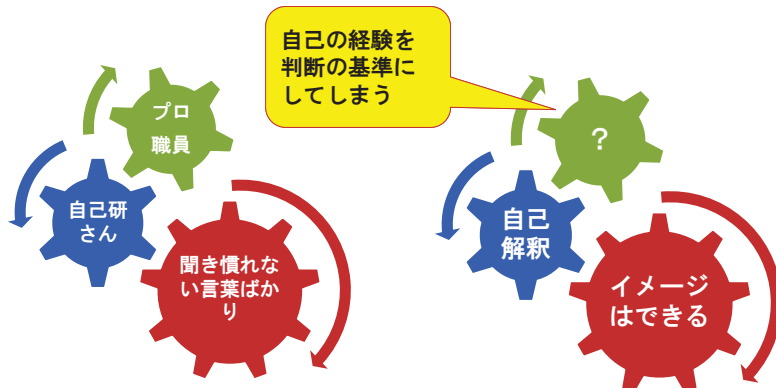
「前後左右」の確認に必要な環境整備



4-1 なぜ学ばないのか

銀行に就職しました・・・

大学に就職しました・・・



21

4-2 大学教務のための7つの指針

1. 教務は担当者の裁量が大きいことを理解する。
2. 関係法規を理解し適切に判断する。
3. 教育の論理を常に重要視する。
4. 学生の多様性を尊重する。
5. 社会常識に照らして検討する。
6. 他の構成員と連携を深める。
7. 力量を高める機会をつくる。

中井・上西編(2012) 『大学の教務Q&A』 玉川大学出版

22

4-3 事務室を取り巻く課題

三遊間のゴロが苦手な事務組織

⇒組織が大きければ大きいほど・・・

官僚制

- ①標準化
- ②階層性
- ③没人格性



行き過ぎた官僚制

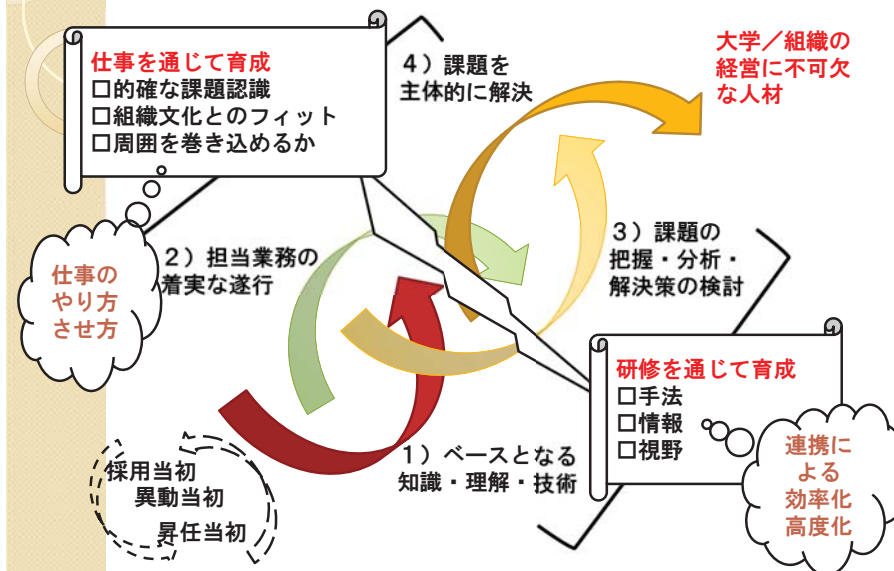
- ①訓練された無能
- ②目標の転移
- ③顧客の不満足

行き過ぎた官僚制はどうにもならないのか？

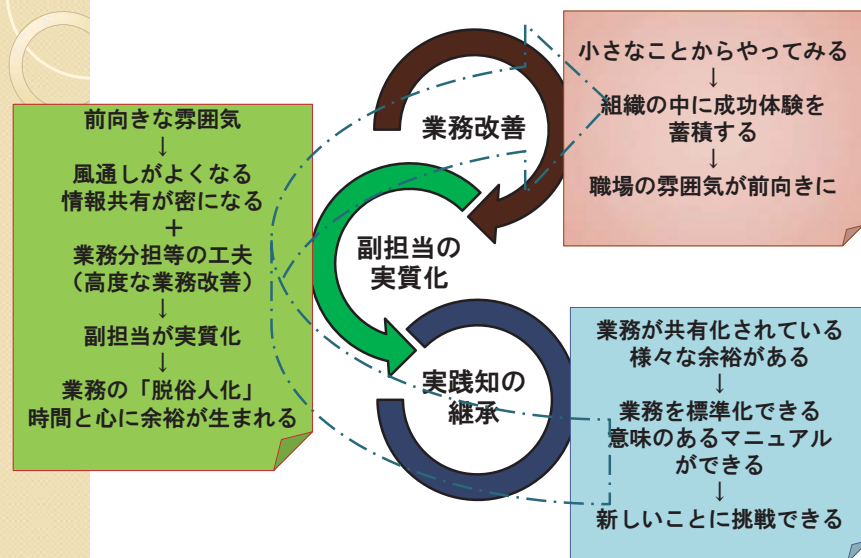
(GLOBIS MANAGEMENT SCHOOL WEB

<http://gms.globis.co.jp/dic/00561.php> より転載)

4-4 SDの限界と効用



4-5 実践的知識の継承



5 プログラムのまとめ

別紙参照

＜大学教務実践研究会のご紹介＞

WEBサイト

<http://kyoumujiissen.wixsite.com/home>

例年のスケジュール

6月 初任者講習会

(名古屋開催 +α)

9月 教務系事務部門リーダー講習会

(東京開催)

⇒今年度は9/21 国士館大学

12月 研究会大会

(名古屋開催)